

鳥取県告示第73号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関からその住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築総合試験所
- 2 変更した事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
変更前 大阪府大阪市中央区谷町二丁目3-12
変更後 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4-7
- 3 変更年月日
平成22年2月15日